

## 求職活動援助地域の取扱いについて

## 1 趣旨・背景

- ① 平成13年度の地域雇用開発促進法（以下「法」という。）の改正により設けられた「求職活動援助地域」については、最高5年間を計画期間とした地域求職活動援助計画（以下「計画」という。）において各地域ごとに雇用構造の改善に関する目標が設定され、その達成に向けて「求職活動援助事業」を活用しつつ取組が行われてきたところであるが、18年度以降順次、新たな計画の策定時期を迎えることとなる。
- ② 雇用保険三事業の重点化・効率化の推進という観点や法改正当時と比べて一般的に雇用情勢が改善傾向で推移していること等を踏まえ、真に政策的支援を必要としている地域に限定して「求職活動援助事業」を実施するため、「求職活動援助地域」の取扱いを見直し、18年度以降計画を策定する地域から適用することとする。

## 2 見直し内容

地域雇用開発指針第一の一（三）ホ及び第四の三（三）の規定に関し、以下のとおり取扱いを定める。

## ① 有効求人倍率の考慮

地域内の求職者に関し、求職活動援助事業等の措置を講ずる必要性を判断するにあたり、「当該地域における直近1年間の有効求人倍率の平均が1.0倍未満であること」を考慮する。

## ② 雇用情勢の改善の見込みが高い地域における計画期間の短縮

直近の傾向から見て今後直近1年間の有効求人倍率の平均が1.0倍以上となる蓋然性が高い地域については、計画期間を2年以内とする。

## 求職活動援助地域の概要

### 1 求職活動援助地域の定義及び要件

① 地域雇用開発促進法

「求人が相当数あるにもかかわらず就職が困難な状況にある地域」(法 第2条第1項)

② 地域雇用開発促進指針

イ 地理的に分断されておらず、通常の方法により通勤時間が往復でおおむね4時間未満の圏内であること。

ロ 最近5年間の一般有効求職者数(パートを含む。)の月平均値が、おおむね3,000人以上であり、最近6か月間に当該数が急激に減少する傾向にないこと。

ハ 求職者数に地域全体の労働力人口に占める職業紹介機関(公共職業安定所+民間職業紹介機関)が設置されていない市町村の労働力の労働力人口の割合を乗じた値がおおむね1,000人以上であること。

ニ 最近5年間の雇用保険基本手当初回受給者数のうち、被保険者期間が1年未満の者の数が300人以上、かつ、最近6か月間の当該数が急激に減少する傾向にないこと

又は

最近5年間の基本手当受給率の月平均値が全国の平均値以上、かつ、最近6か月間の当該率が急激に低下する傾向にないこと。

ホ 地域内の求職者に関し、求職活動援助事業等の措置を講ずる必要があると認められること(指針 第一の一(三))

### 2 当該地域に対する支援策(求職活動援助事業の概要)

国は、求職者が安定した職業に就職すること等を援助するため、求職活動援助地域における事業主団体等に対し、以下に掲げる内容に該当する事業を委託する。

- ① 人材受入情報の収集・提供の実施
- ② 職業講習の実施
- ③ 企業合同説明会の実施
- ④ 適性検査の実施
- ⑤ 求職者・就業者間の交流会の実施 等

### 3 地域数

46都道府県60地域(17年9月現在)

### 4 その他

都道府県が定める求職活動援助計画について、計画期間は5年の範囲内で設定する。(指針 第四の三(三))

## 地域雇用開発促進法及び地域雇用開発指針の関係規定

### 1. 地域雇用開発促進法（昭和62年法律第23号）（抄）

（定義）

第二条（第1項から第3項まで 略）

- 4 この法律において「求職活動援助地域」とは、雇用機会増大促進地域に該当する地域以外の地域のうち、次に掲げる要件に該当する地域をいう。
- 一 自然的経済的社会的条件からみて一体である地域であること。
  - 二 その地域内に求職者（現に職業に就いている者であつて、その職業が不安定であると認められるものを含む。以下この号において同じ。）が厚生労働省令で定める数以上居住し、当該求職者に対し当該地域内に所在する事業所に係る求人に関する情報（求人数、労働者が従事すべき業務の内容、賃金、労働時間その他の労働条件その他の情報をいう。第15条第1項第1号において同じ。）が適切に提供されていないため、当該求職者がその地域内において安定した職業に就くことが困難な状況にあること。
  - 三 前号に該当する状態が相当期間にわたり継続することが見込まれるものとして厚生労働省令で定める状態にあること。
  - 四 その地域内に居住する求職者に関し第5章に定める地域雇用開発のための措置を講ずることが必要であると認められること。

### 2. 雇用機会増大促進地域、能力開発就職促進地域、求職活動援助地域及び高度技能活用雇用安定地域における地域雇用開発の促進に関する指針（平成13年厚生労働省告示第308号）（抄）

第一 雇用機会増大促進地域、能力開発就職促進地域、求職活動援助地域及び高度技能活用雇用安定地域における地域雇用開発の促進に関する基本方針

一 法に定める地域に該当するための要件

（中略）

（三） 求職活動援助地域に該当するための要件

次のイからホまでのいずれにも該当すること。

- イ 自然的経済的社会的条件からみて一体である地域であること（法第2条第4項第1号）。  
具体的には、（一）イと同様であるが、単位となる市町村には、特別区を含むものとする。
- ロ その地域内に求職者（現に職業に就いている者であつて、その職業が不安定であると認められるものを含む。ハ及びニにおいて同じ。）が一定数以上居住し、その状態が相当期間にわたり継続することが見込まれること（法第2条第4項第2号及び第3号）。

具体的には、最近5年間におけるその地域の一般有効求職者(1日、1週間又は1箇月の所定労働時間が同種の業務に従事する通常の労働者の所定労働時間に比し相当程度短いものを含む。以下同じ。)の数の月平均値がおおむね3,000人以上であり、かつ、最近6箇月間において当該地域の一般有効求職者数が急激に減少する傾向にないこと。

ハ その地域内の求職者に対し当該地域内に所在する事業所に係る求人に関する情報が適切に提供されず、その状態が相当期間にわたり継続することが見込まれること(法第2条第4項第2号及び第3号)。

具体的には、その地域内の公共職業安定所(分庁舎を含む。)若しくは公共職業安定所の出張所が所在していない市町村又は職業安定法(昭和22年法律第141号)第30条第1項若しくは第33条第1項の許可を受けて若しくは第33条の3第1項若しくは第33条の4第1項の届出をして職業紹介事業を行う者に係る事業所が10箇所以上所在していない市町村の区域に係る労働力人口が当該地域に係る労働力人口に占める割合を最近5年間における当該地域の一般有効求職者数の月平均値に乗じて得た数がおおむね1,000人以上であること。

ニ その地域内の求職者が当該地域内において安定した職業に就くことが困難な状況にあり、その状態が相当期間にわたり継続することが見込まれること(法第2条第4項第2号及び第3号)。

具体的には、次のいずれかに該当すること。

- (イ) その地域を管轄する公共職業安定所に求職の申込みをした雇用保険法(昭和49年法律第116号)の受給資格者であってその受給資格に係る離職後最初に雇用保険の基本手当の支給を受けた者のうち雇用保険の被保険者であった期間が1年未満のもの数の最近5年間における年平均値が300人以上であり、かつ、最近6箇月間において当該数が急激に減少する傾向にないこと。
- (ロ) 最近5年間におけるその地域の雇用保険の基本手当受給率(雇用保険の基本手当の支給を受けた受給資格者の数を、当該受給資格者の数に雇用保険の被保険者の数を加えた数で除して得た率をいう。以下同じ。)の月平均値が同期間における全国の基本手当受給率の月平均値以上であり、かつ、最近6箇月間において当該地域の雇用保険の基本手当受給率が急激に低下する傾向にないこと。
- ホ その地域内に居住する求職者に関し法第5章に定める地域雇用開発のための求職活動援助事業等の措置を講ずることが必要であると認められること(法第2条第4項第4号)。

(中略)

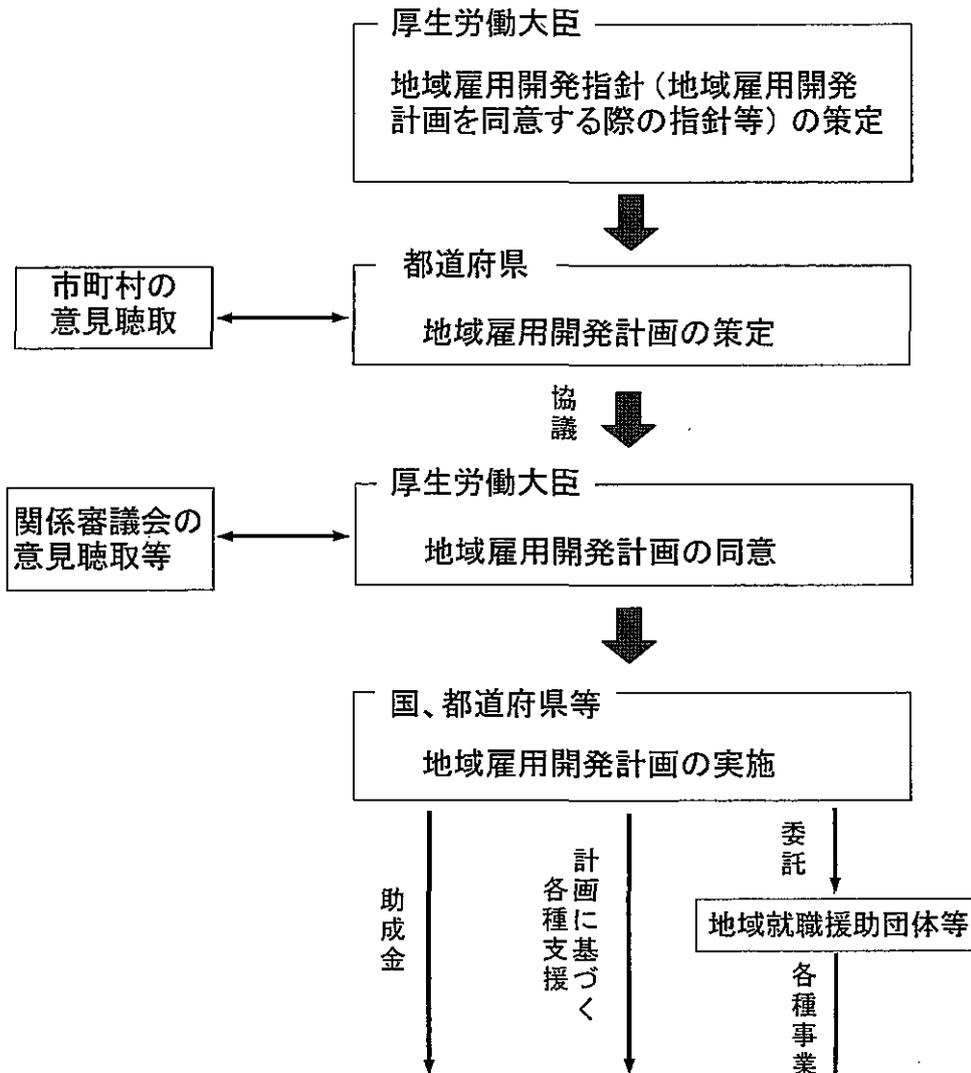
#### 第四 求職活動援助地域の指針となるべき事項

##### 三 求職活動援助地域の地域雇用開発の目標に関する事項(法第7条第2項第3号)

- (三) 計画期間については、目標を達成するために必要な期間を5年の範囲内で設定すること。

# 地域雇用開発促進法の基本的なスキーム

(参考3)



<p><b>雇用機会増大促進地域</b>                  多数の求職者に比して相当程度に雇用機会が不足している地域                  (主な対策)                  ・地域雇用開発促進助成金 (雇入れに伴う事業所の設置・整備への助成)                  (地域数)                  20道府県47地域</p>	<p><b>求職活動援助地域</b>                  一定数以上の求職者に対し求人に関する情報が適切に提供されていない地域(雇用機会増大促進地域以外)                  (主な対策)                  ・地域求職活動援助事業(企業合同説明会、職業講習等の事業を事業主団体等に委託)                  (地域数)                  46都道府県60地域</p>
<p><b>能力開発就職促進地域</b>                  求人が相当数あり、かつ、求職者の一定数以上が希望している職業があるにもかかわらず当該職業に適合する能力を有するものが相当程度に少ないため、就職が困難な地域(雇用機会増大促進地域以外)                  (主な対策)                  ・地域人材高度化能力開発助成金 (能力開発への助成)                  (地域数)                  6県7地域</p>	<p><b>高度技能活用雇用安定地域</b>                  高度技能労働者を雇用する事業所が集積しているものの、経済上の理由により雇用情勢が悪化し、又は悪化するおそれのある地域                  (主な対策)                  ・地域雇用開発促進助成金(雇入れへの助成)                  ・地域人材高度化能力開発助成金 (能力開発への助成)                  (地域数)                  20都府県20地域</p>

※地域数は平成17年4月1日現在